

船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱

制 定 平成 2 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

(目 的)

第 1 この要綱は、船場都心居住促進地区地区計画における建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定及び同条第 4 項の規定に基づく許可に関し必要な事項を定めることにより、本制度の適正な運用を図り、もって良好な都心型住宅を供給するとともに、オープンスペースの確保や緑化の推進等、市街地環境の整備改善に資することを目的とする。

(適用区域)

第 2 この要綱は、船場都心居住促進地区地区計画の区域内に限り適用する。

(適用方針)

第 3 この要綱による地区計画制度に係る認定又は許可は、船場都心居住促進地区地区計画の内容に適合し、かつ、建築物の計画が別に定める「船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱実施基準」（以下「実施基準」という。）に適合するものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて行う。

なお、法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基づく許可については、同条第 5 項の規定により本市建築審査会の同意を必要とする。

(認定申請)

第 4 第 3 の認定を受けようとするものは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 10 条の 4 の 2 第 1 項（別記第 48 号様式）に定める認定申請書及び大阪市建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号。以下「細則」という。）第 3 条の 2 に定める添付図書のほか、船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可申請の手続き要領に定める図書を提出しなければならない。

(許可申請)

第 5 第 3 の許可を受けようとするものは、規則第 10 条の 4 第 1 項（別記第 43 号様式）に定める許可申請書及び細則第 3 条に定める添付図書のほか、船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可申請の手続き要領に定める図書を提出しなければならない。

(事 務)

第 6 この要綱の実施についての事務は、計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

附 則 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 4 年 12 月 1 日から実施する。

- 附 則 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。